

令和元年5月10日

一般社団法人 日本飛行連盟 ご担当者 様

航空局総務課危機管理室

G20大阪サミット開催期間中等における飛行制限区域等の設定について

平素より大変お世話になっております。

G20大阪サミット開催に伴い、別添のとおり航空法第80条に基づき飛行制限区域の設定を行いますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いします。

つきましては、貴連盟会員さまにも周知願います

【 参 考 】

別添①報道発表資料

別添②AIP補足版抜粋

AIP補足版掲載URL : <https://aisjapan.mlit.go.jp/Login.do>

同時発表：警察庁

令和元年5月9日
国土交通省航空局

G20大阪サミット会場上空における飛行制限区域等の設定

国土交通省は、G20大阪サミット開催に伴い6月27日から7月1日までの間、インテックス大阪を中心とする半径25海里（約46km）の円内の地域において、飛行制限区域の設定を行います。

国土交通省は、関係省庁と連携し、G20大阪サミット等をめぐる国際テロ等の厳しい情勢を踏まえ、航空機によるテロ防止対策の一環として、以下のとおり航空法第80条に基づき飛行制限区域の設定を実施いたします。

【飛行制限区域の設定の概要】

- (1) 期間
令和元年6月27日（木）午前0時から7月1日（月）午前0時まで
- (2) 範囲
インテックス大阪（北緯34度38分15秒、東経135度25分10秒）を中心とする半径25海里（約46km）の円内 <資料参照>
- (3) 高度
高度は限定しない。
- (4) 飛行制限を適用しない航空機
要人輸送に使用する航空機、警備等を任務とする航空機、管制機関から飛行を認められた航空機等

<資料> G20大阪サミット開催に伴う飛行制限区域設定の概要図

<参考>

航空法第80条（飛行の禁止区域）

航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

問い合わせ先：国土交通省航空局
総務課危機管理室
前田、工藤（内線 48179、48286）
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8700
FAX 03-5253-1656

G20大阪サミット開催に伴う飛行制限区域設定の概要図



飛行制限区域の設定及び飛行計画経路の一時的変更等について

Establishment of Restricted area and Temporary Change of Flight Planned Routes etc.

2019年G20大阪サミットに関連し、以下のとおり、飛行制限区域の設定及び飛行計画経路の一時的変更などが行われる。

In relation to 2019 G20 OSAKA SUMMIT, restricted area will be established and flight planned routes will be temporary changed etc.

1. 期間

令和元年6月27日午前0時JSTから7月1日午前0時JSTまでの間

From 1500UTC 26 JUN to 1500UTC 30 JUN 2019

2. 航空法第80条に基づく飛行制限区域が以下のとおり設定される。

Under the provisions of article 80 of Civil Aeronautics Law, restricted area is established as follows.

名称 Identification	範囲 Area	下限／上限 Upper/lower limit	備考 Remarks
RJR4	北緯34度38分15秒、東経135度25分10秒（インテックス大阪）を中心とする半径25NM (46.3km) の円内 Within a radius of 25NM (46.3km) of 343815N1352510E (INTEX OSAKA)	SFC／UNL	規制が除外される飛行 Flight that restriction is excepted: ①海上保安庁及び都道府県警察の使用する航空機による警備を任務とする飛行 ①Flight for patrol mission by Japan Coast Guard, and the metropolitan police department and prefectural police. ②自衛隊の使用する航空機による警戒監視等を任務とする飛行 ②Flight for surveillance etc. by Japan Self Defense Forces. ③気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を飛行することを指示または承認された飛行 ③Flight under ATC instructions or approvals in consideration of WX conditions, traffic situations, or airport for landing and take off. ④航空法第80条ただし書きの許可を受けた飛行 ④Flight with permission under the provisions of Article 80 of Civil Aeronautics Law.